

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	航空法施行令及び航空法関係手数料令の一部を改正する政令案		
担当部局	国土交通省航空局交通管制部管制技術課	電話番号: 03-5253-8742	e-mail: iwashita-n298@mlit.go.jp
評価実施時期	平成25年4月3日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(1)衛星航法補助施設の追加 航空機の航行の安全を図るため、国土交通大臣以外の者が政令(航空法施行令第3条)で定める航空保安施設の設置にあたって国土交通大臣の許可を必要としており、航空保安施設としての機能の発揮を担保している。従来、衛星航法補助施設については国土交通大臣のみが設置を行っており、国土交通大臣以外の者が設置する事態は全く想定されてなかったため、国土交通大臣の許可が必要な航空保安施設として規定していない。今般、内閣府が進めている実用準天頂衛星システム事業のプロジェクトの一環として、民間事業者が衛星航法補助施設を設置することを予定していることから、国土交通大臣はその安全上の基準等を担保する必要が生じることとなったため、国土交通大臣の許可を受けなければならない航空保安施設として、衛星航法補助施設を追加する。</p> <p>(2)レンジ及びZマーカの削除 設置許可が必要な航空保安施設として、現行では、政令(航空法施行令第3条)においてレンジ及びZマーカが規定されているが、これら施設は現在全く設置されておらず、また、今後設置される可能性もないことから国土交通大臣の許可を受けなければならない航空保安施設から、レンジ及びZマーカを削除する。</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	航空法施行令第3条	
想定される代替案	特になし(安全性の観点から国が審査する以外は有効な代替案を想定し難いことから)。		
規制の費用	費用の要素	代替案の場合	
(遵守費用)	<p>(1)衛星航法補助施設の追加 ・衛星航法補助施設を設置しようとする民間事業者にとって、その設置許可申請に係る費用(国への納付手数料を含む。)が生じる。 ・衛星航法補助施設を設置した民間事業者にとって、その完成検査等に係る費用(国への納付手数料を含む。)が生じる。</p> <p>(2)レンジ及びZマーカの削除 特になし</p>	-	
(行政費用)	<p>(1)衛星航法補助施設の追加 国土交通大臣にとって、衛星航法補助施設の設置許可申請の受理ならびに完成検査等に係る業務が発生するが、いずれも通常の業務の枠内で処理できることから、追加的な費用は特に発生しない。</p> <p>(2)レンジ及びZマーカの削除 特になし</p>	-	
(その他の社会的費用)	特になし。	-	
規制の便益	便益の要素	代替案の場合	
	<p>(1)衛星航法補助施設の追加 設置しようとする衛星航法補助施設が安全上必要な基準を満たすものであるか等を国土交通大臣が審査及び検査することによって、安全基準を下回る状態等にある衛星航法補助施設の設置を未然に防止し、ひいては航空機の航行の安全を確保できることから、大きな便益がある。</p> <p>(2)レンジ及びZマーカの削除 特になし。</p>	-	

<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>(1)衛星航法補助施設の追加 衛星航法補助施設を設置しようとする者に許可申請及び検査に係る一定の費用が発生するが、他方、安全基準を下回る状態等にあるような衛星航法補助施設の設置等を未然に防止し、ひいては航空機の航行の安全を確保できることからその便益は大きく、便益は費用を大きく上回るといえる。</p> <p>(2)レンジ及びZマーカの削除 レンジ及びZマーカは、航空保安施設としての実態が既にあることから、費用、便益とも特にない。</p>	<p>—</p>
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>なし</p>	
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>平成29年度末までにRIA事後検証シートにより事後検証を実施。また事後検証までの期間を分析対象期間とする。</p>	
<p>備考</p>		